

(記載例及び記入時の注意事項)

令和3年1月〇〇日

龍郷町長 殿

住所 大島郡龍郷町浦110番地

氏名(名称) 株式会社 ○○○

代表者氏名 龍郷 太郎

連絡先 0997-62-〇〇〇〇

業種名 飲食業

代表者印

複数業種を営んでいる場合は、主たる業種を記入してください。

法人の場合は法人の代表者印を、個人の場合は個人印を押印してください。

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋、償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおりいたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

1 事業収入割合について

令和2年5月1日から同年7月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			令和元年5月1日から同年7月31日 左の期間の前年同期を記載		
5月期	6月期	7月期	5月期	6月期	7月期
150,000円	150,000円	150,000円	250,000円	250,000円	250,000円
合計: 450,000円・・・①			合計: 750,000円・・・②		

事業収入割合: 60% (① / ②) ※小数点以下切り捨て

- 50%以下 ※地方税法附則第63条第1項第1号に該当
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 ※地方税法附則第63条第1項第2号に該当
(=事業収入が前年同期比で20%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

該当箇所に☑をしてください。

2 特例対象資産について

申告の有無(※1)	資産	納税通知書内の通知番号等
○	事業用家屋(別紙のとおり)	1234567
○	償却資産(※2)	1234567

※1 申告する資産に○

※2 償却資産について

(この申告書のほ

納税通知書の左側にある通知番号、もしくは固定資産税名寄帳兼課税台帳の納税義務者の宛名番号を記入してください。

たこととなります。

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

この欄は、認定経営革新等支援機関等が記入する欄です。

必ず認定経営革新等支援機関等の確認を受けてから本町に提出してください。

※認定経営革新等支援機関等の一覧は、中小企業庁のホームページで確認できます。

(注意事項)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日（月）までに龍郷町町民税務課に提出すること。

家屋の所在		床面積	
所在	○町×丁目△番地□	134.60 m ²	うち事業用
家屋番号	△番地□		67.3 m ² 50%

○令和3年1月1日時点の資産と一致している必要があります。
 (令和2年中に滅失する家屋がある場合は、年内に連絡をお願いします。)

○所在、床面積については令和2年度課税明細書より転記してください。
 ※所在は住所と同一でない場合がありますので、課税明細書のとおり転記してください。

○令和2年中に新たに家屋を取得(新築・売買等)した場合、令和2年度課税明細書に記載がありませんので、登記簿等の所在や床面積等を記入していただき、平面図等の床面積の分かる書類の提出をお願いします。

○事業用家屋及び償却資産が軽減の対象となります。
 事業用家屋であっても共同住宅等の賃貸住宅は軽減の対象外となりますが、併用住宅(居宅と事業用家屋が一体となっている居宅)は事業用の面積割合に応じた部分が軽減の対象となります。
 ※事業用面積割合は、小数点以下を切り捨ててください。

○認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後に資産の異動や取得があった場合には、再度、認定経営革新等支援機関等に提出のうえ、確認を受けてください。
 決算時期によっては決算書類等に記載のない資産がありますので、令和3年1月1日時点の資産との一致が確認できるように認定経営革新等支援機関等での確認を受けてください。

○確認作業のなかで不明な点があった場合、確認のため、お電話や現地調査等をさせていただくことがあります。

※ 中小企業庁のホームページも参考にさせていただきます